平成２３年（フ）第６号
大分県竹田市大字竹田1537　グループホームひまわり、住民票上の住所大分県豊後大野市三重町西畑7248
債務者　森竹　久行
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午前10時20分
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第８号
大分県竹田市荻町馬場505番地竹田市営栄住宅２－５号
債務者　後藤　亮子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第９号
大分県豊後大野市清川町砂田1600番地１　市営柳井田住宅Ｂ２－３号
債務者　山中　祐作
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第１３６７号
横浜市戸塚区下倉田町1145番地　カーサ吉原201号
債務者　瀧澤　鉄也
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６号
愛知県豊橋市西岩田１丁目３番地の10　302
債務者　廣瀬　恭子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１４８号
愛知県豊橋市多米東町２丁目22番地の13、従前の住所愛知県豊橋市東田町91番地Ｂ―101
債務者　外山　定敏
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１３９号
長崎県佐世保市俵ヶ浦町673番地２、旧住所大阪府大阪市北区天神橋１丁目12番６―1101号
債務者　湯浅　　明（旧姓前田・中橋・中野・藤崎）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
岡山県真庭市蒜山上長田405番地18
債務者　丸山　麻美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第５８９号
東京都町田市玉川学園１丁目25番21号玉川学園マンションＢ102
債務者　高橋　詠己
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２９号
静岡市葵区駒形通４丁目５番９号　羽衣団地１棟15号
債務者　漆畑キヨ子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６号
愛知県豊川市御油町西欠間８番地
債務者　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１２７号
愛知県豊橋市多米東町１丁目２番地１　エルディム東陽Ⅰ―105号
債務者　田中ダミアンこと　タナカ　チャッパロ　ギリエルモ　ダミアン
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６号
島根県益田市高津５丁目12番23号神田敦司方、前住所山口県萩市大字江崎237番地１
債務者　岡本　俊彦
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第１３６号
北海道帯広市西10条南40丁目３番15号　ホワイツアパート２．207
債務者　清水　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係